

## 議案第117号

### 大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出しを「(耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない建築物)」に改め、同条第1項中ただし書を削り、各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する建築物 法第53条第3項第1号イに規定する耐火建築物等（以下「耐火建築物等」という。）

ア 建蔽率が10分の8を超える建築物（法第53条第3項第2号に該当する建築物（以下「特定敷地内建築物」という。）にあつては、10分の9を超える建築物）

イ 建蔽率が10分の6を超え、10分の8以下の建築物（特定敷地内建築物にあつては、10分の7を超え、10分の9以下の建築物。次号において同じ。）で、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えるもの

(2) 建蔽率が10分の6を超え、10分の8以下の建築物で、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のもの 耐火建築物等又は法第53条第3項第1号ロに規定する準耐火建築物等（以下「準耐火建築物等」という。）

第3条の2中第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、その敷地が対象地域の内外にわたる建築物（その全部が対象地域内にあるものに限る。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める構造としなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する建築物 耐火建築物等

ア 建蔽率が次に掲げる数値の合計（以下「10分の8に代わる数値」という。）を超える建築物（特定敷地内建築物を除く。）

(7) 10分の8に対象地域内にある敷地の部分の面積の敷地面積に対する割合（以

下「対象地域内敷地割合」という。) を乗じて得た数値

(イ) 法第53条第1項の規定による対象地域外の地域又は区域内の建築物の建蔽率の限度(当該対象地域外の地域又は区域内にある敷地の部分(以下「対象地域外敷地部分」という。))が同項の規定による建築物の建蔽率に関する制限を受ける地域又は区域の2以上にわたる場合にあつては、同条第2項の規定の例により算出した建築物の建蔽率の限度)に対象地域外敷地部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た数値

イ 建蔽率が10分の8に代わる数値に10分の1を加えた数値(以下「10分の8に代わる数値に係る算出数値」という。)を超える特定敷地内建築物

ウ 建蔽率が次に掲げる数値の合計(以下「10分の6に代わる数値」という。)を超え、10分の8に代わる数値以下の建築物(特定敷地内建築物を除く。)で、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えるもの

(7) 10分の6に対象地域内敷地割合を乗じて得た数値

(イ) 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値に対象地域外敷地部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た数値

対象地域外敷地部分の全部が防火地域(法第53条第1項第2号の規定による建築物の限度が10分の8とされている地域に限る。以下「特定防火地域」という。)にある場合	10分の6
対象地域外敷地部分が法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率に関する制限を受ける地域(特定防火地域を除く。)又は区域(以下「特定建蔽率制限地域等」という。)の2以上にわたる場合	法第53条第2項の規定の例により算出した数値
対象地域外敷地部分が特定防火地域及び特定建蔽率制限地域等にわたる場合	特定防火地域内の建築物の建蔽率の限度を10分の

	6として法第53条第2項 の規定の例により算出し た数値
--	------------------------------------

エ 建蔽率が10分の6に代わる数値に10分の1を加えた数値（以下「10分の6に代わる数値に係る算出数値」という。）を超え、10分の8に代わる数値に係る算出数値以下の特定敷地内建築物で、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えるもの

- (2) 建蔽率が10分の6に代わる数値を超え、10分の8に代わる数値以下の建築物（特定敷地内建築物にあつては、10分の6に代わる数値に係る算出数値を超え、10分の8に代わる数値に係る算出数値以下の建築物）で、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のもの 耐火建築物等又は準耐火建築物等

第3条の2第5項中「の規定により読み替えられた第1項」を「及び第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項」を「第1項及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項の規定により読み替えられた第1項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、法第61条ただし書の規定の適用を受ける建築物には適用しない。

第6条第1項及び第2項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同条第5項中「第86条の8第1項」を「第86条の8第1項若しくは第87条の2第1項」に、「同条第3項」を「法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改める。

別表第10第1号及び第1号の2中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表第9号の2中「第53条第4項」を「第53条第4項又は第5項」に改め、同表第10号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表中第29号を第31号とし、第26号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の2号を加える。

- (26) 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物を興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 120,000円

(27) 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物を特別興行場等として使用すること  
の許可の申請に対する審査 160,000円

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和元年5月24日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

建築基準法の一部改正に伴い、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び準工業地域の区域内の建築物の構造に関して付加する防火上必要な制限の内容を改めるとともに、建築物を興行場等として使用することの許可の申請に対する審査等に係る手数料を定め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市建築基準法施行条例（抄）

(耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない建築物)

第3条の2 法第53条第1項第2号の規定により建築物の建蔽率の限度が10分の8とされている地域（防火地域を除く。以下「対象地域」という。）内の建築物で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める構造としなければならない。ただし、法第61条各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

(1) 建蔽率が10分の6（法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては、10分の7。次号において同じ。）を超え、かつ、延べ面積が500平方メートルを超える建築物 **耐火建築物**

(2) 建蔽率が10分の6を超え、かつ、延べ面積が500平方メートル以下の建築物 **耐火建築物、準耐火建築物又は法第62条第1項の政令で定める技術的基準に適合する建築物**

(1) 次のいずれかに該当する建築物 **法第53条第3項第1号イに規定する耐火建築物等（以下「耐火建築物等」という。）**

ア **建蔽率が10分の8を超える建築物（法第53条第3項第2号に該当する建築物（以下「特定敷地内建築物」という。）にあっては、10分の9を超える建築物）**

イ **建蔽率が10分の6を超え、10分の8以下の建築物（特定敷地内建築物にあっては、10分の7を超え、10分の9以下の建築物。次号において同じ。）で、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えるもの**

(2) **建蔽率が10分の6を超え、10分の8以下の建築物で、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のもの** **耐火建築物等又は法第53条第3項第1号ロに規定する準耐火建築物等（以下「準耐火建築物等」という。）**

2 建築物の敷地が対象地域の内外にわたる場合（建築物の全部が対象地域内にあるときに限る。）における当該建築物に対する前項の規定の適用については、同項第1号

中「10分の6（法第53条第3項第2号）」とあるのは「、10分の6に対象地域内にある敷地の部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たもの及び法第53条第1項の規定による対象地域外の地域内の建築物の建蔽率の限度（当該対象地域外の地域内にある敷地の部分の全部が防火地域（同項第2号の規定による建築物の建蔽率の限度が10分の8とされている地域に限る。以下「特定防火地域」という。）である場合にあっては、10分の6、当該対象地域外の地域内にある敷地の部分が同項の規定による建築物の建蔽率に関する制限を受ける地域（特定防火地域を除く。）又は区域の2以上にわたる場合にあっては、同条第2項の規定の例により算出した建築物の建蔽率の限度、当該対象地域外の地域内にある敷地の部分が特定防火地域及び同条第1項の規定による建築物の建蔽率に関する制限を受ける地域（特定防火地域を除く。）又は区域にわたる場合にあっては、特定防火地域内の建築物の建蔽率の限度を10分の6として同条第2項の規定の例により算出した建築物の建蔽率の限度）に対象地域外の地域内にある敷地の部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計（同条第3項第2号）」と、「10分の7。次号において同じ」とあるのは「当該合計に10分の1を加えた数値。以下「算出数値」という」と、同項第2号中「10分の6」とあるのは「算出数値」とする。

2 前項の規定にかかわらず、その敷地が対象地域の内外にわたる建築物（その全部が対象地域内にあるものに限る。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める構造としなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する建築物 耐火建築物等

ア 建蔽率が次に掲げる数値の合計（以下「10分の8に代わる数値」という。）を超える建築物（特定敷地内建築物を除く。）

(7) 10分の8に対象地域内にある敷地の部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「対象地域内敷地割合」という。）を乗じて得た数値

(4) 法第53条第1項の規定による対象地域外の地域又は区域内の建築物の建蔽率の限度（当該対象地域外の地域又は区域内にある敷地の部分（以下「対象地

域外敷地部分」という。)が同項の規定による建築物の建蔽率に関する制限を受ける地域又は区域の2以上にわたる場合にあっては、同条第2項の規定の例により算出した建築物の建蔽率の限度)に対象地域外敷地部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た数値

イ 建蔽率が10分の8に代わる数値に10分の1を加えた数値(以下「10分の8に代わる数値に係る算出数値」という。)を超える特定敷地内建築物

ウ 建蔽率が次に掲げる数値の合計(以下「10分の6に代わる数値」という。)を超え、10分の8に代わる数値以下の建築物(特定敷地内建築物を除く。)で、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えるもの

(7) 10分の6に対象地域内敷地割合を乗じて得た数値

(イ) 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値に対象地域外敷地部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た数値

<p>対象地域外敷地部分の全部が防火地域(法第53条第1項第2号の規定による建築物の限度が10分の8とされている地域に限る。以下「特定防火地域」という。)にある場合</p>	<p>10分の6</p>
<p>対象地域外敷地部分が法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率に関する制限を受ける地域(特定防火地域を除く。)又は区域(以下「特定建蔽率制限地域等」という。)の2以上にわたる場合</p>	<p>法第53条第2項の規定の例により算出した数値</p>
<p>対象地域外敷地部分が特定防火地域及び特定建蔽率制限地域等にわたる場合</p>	<p>特定防火地域内の建築物の建蔽率の限度を10分の6として法第53条第2項の規定の例により算出した数値</p>

エ 建蔽率が10分の6に代わる数値に10分の1を加えた数値（以下「10分の6に代わる数値に係る算出数値」という。）を超え、10分の8に代わる数値に係る算出数値以下の特定敷地内建築物で、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えるもの

(2) 建蔽率が10分の6に代わる数値を超え、10分の8に代わる数値以下の建築物（特定敷地内建築物にあつては、10分の6に代わる数値に係る算出数値を超え、10分の8に代わる数値に係る算出数値以下の建築物）で、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のもの 耐火建築物等又は準耐火建築物等

3 前2項の規定は、法第61条ただし書の規定の適用を受ける建築物には適用しない。

3 建築物が対象地域の内外にわたる場合（建築物が対象地域と防火地域にわたるとき  
4

を除く。）においては、その全部について前項の規定により読み替えられた第1項の  
**前2項**

規定を適用する。ただし、その建築物が対象地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。

4 建築物が対象地域と防火地域にわたる場合においては、第1項及び第3項の規定は  
5

適用しない。

5 前項の規定にかかわらず、建築物が対象地域と防火地域にわたる場合であつて、そ  
6

の建築物が防火地域外において防火壁で区画されているときは、その防火壁外の部分について第2項の規定により読み替えられた第1項の規定を適用する。ただし、当該  
**及び第3項**

防火壁外の部分が対象地域の内外にわたる場合であつて、その防火壁外の部分が対象地域外において当該防火壁以外の防火壁で更に区画されているときは、当該区画されている防火壁外の部分については、この限りでない。

(手数料)

第6条 確認申請等（法の規定に基づく確認の申請及び法第18条第2項（法第87条第1項、**第87条の2**並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規**第87条の4**

定による通知をいう。以下同じ。）に対する審査（指定確認検査機関が行うものを除く。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数をその確認申請等をする者から徴収する。ただし、市規則で定める磁気ディスク等による確認申請等にあつては、当該額から2,000円を減じた額の手数を徴収する。

(1)－(4) 省 略

2 完了検査申請等（法の規定に基づく建築物等に関する完了検査の申請及び法第18条第16項（法**第87条の2**並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）**第87条の4**

の規定による通知をいう。以下同じ。）に関する検査（指定確認検査機関が行うものを除く。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数をその完了検査申請等をする者から徴収する。

(1)－(4) 省 略

3－4 省 略

5 法第86条の8第1項若しくは**第87条の2第1項**の規定による全体計画の認定又は同条第3項（法**第87条の2第2項**において準用する場合を含む。）の規定**法第86条の8**

による全体計画の変更の認定の申請に対する審査については、1件につき、別表第8の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数をその申請をする者から徴収する。ただし、工事期間のみの変更に係る申請にあつては、21,000円の手数を徴収する。

6－7 省 略

別表第10（第6条関係）

(1) 法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第87条の4

第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 省略

(1の2) 法第18条第24項第1号又は第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第87条の4

第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 省略

(1の3)－(9) 省略

(9の2) 法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 省略

(10) 法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外第6項

に係る許可の申請に対する審査 省略

(11)－(25) 省略

(26) 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物を興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 120,000円

(27) 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物を特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 160,000円

(26)－(29) 省略  
(28) (31)